

秋田市告示第210号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市広面字野添165番地 3	姜 勲

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。